

### 3 生涯学習振興と社会教育計画

これまでの生涯学習の振興、推進において、社会教育および社会教育行政が大きな働きをしてきたといつてよい。それは今後も変わらないであろう。しかし、市町村の中には、社会教育課が生涯学習課に再編されたところでは、生涯学習推進計画は立案されても、社会教育計画が見られないという場合もある。社会教育が中核的な役割を果たすとはいつても、生涯学習振興は、社会教育のみならず、学校教育における生涯学習の取り組みや家庭教育の支援も含むものであり、3つの教育領域全てに関わって生涯学習の振興が行われなければならない。その意味で、社会教育計画、学校教育計画、家庭教育支援計画の3つがそろわなければ生涯学習の振興はバランスを欠くことになるであろう。同時に、生涯学習の振興を進めることは、社会教育行政一人の実行でできるものではなく、学校教育や社会教育、家庭教育、さらには一般行政との連携・協力が不可欠である。

#### 3.1 生涯学習振興と社会教育計画の位置づけ・役割

生涯学習を進展させる牽引役として社会教育が関わってきたこともあり、「生涯学習の振興が社会教育である」というような誤解ともいえる混乱があった。特に、生涯学習振興行政と社会教育行政は混同されやすい。生涯学習振興における社会教育計画の位置づけ・役割を考えるに際して、生涯学習を振興することとはどのようなことであろうか。

##### (1) 生涯学習振興とは

生涯学習の振興とは、人々の生涯学習への取り組みを活発化するとともに、生涯学習社会を目指して、生涯学習が進展するように制度や仕組みを用意していくことである。それは生涯学習の推進といつてもよい。人々の生涯学習が活発に行われるように「活動支援」を行うこと、行政や学習提供機関などが体制づくりを行うよう「条件整備」をし、「連携促進」を図ることなどがその内容となる。

また、生涯学習振興は行政課題の一つである。それはあらゆる場所や機会を利用して人々の生涯にわたる学習を支援することであり、そのための仕組みを整備していくことといえる。では誰がどのように振興するかといえば、社会教育行政だけでは生涯学習振興に対応できない。生涯学習振興のための推進体制等の整備・充実や生涯学習支援システムの構築

は、社会教育だけでなく、学校教育、家庭教育、一般行政の連携を必要としている。「新しい公共の形成」が求められる現在では、NPO法人などとの責任ある連携・協力も必要になってきている。具体的には、ネットワーク型行政として機能しなければならない。

生涯学習は、一つには、生涯学習社会の構築を目指した理念といえる。社会に存在する様々な教育機能を用いて、人の人生の時間軸においてはいつでも学ぶことができるという垂直的統合と、必要なことをどこでも学ぶことができるという水平的統合を図り、人間として生きることを支援するものである。そして、生涯学習社会という場合、生涯学習審議会答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」（平成4年7月）では、「基本的な考え方として、今後人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択し学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような生涯学習社会を築いていくことを目指すべきである」と述べている。

平成18年に制定された新しい教育基本法の第3条では、生涯学習の理念を、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」としている。この教育基本法の理念を具体化し、社会教育の領域・分野においても実現を目指すことが求められる。

#### ◆ 参考

##### 教育基本法

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない

また、何が生涯学習の活動であるかという「生涯学習」の用語については、明確に定義されている訳ではない。しかし、ファジー概念として理解するということで「市民権」を得てきている。それは、中央教育審議会答申「生涯学習の基盤整備について」（平成2年1月）の中で、まとめられている。

◆ 参考

中央教育審議会答申「生涯学習の基盤整備について」（平成2年1月）

- ① 生涯学習は、生活の向上、職業上の能力の向上や、自己の充実を目指し、各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするものであること。
- ② 生涯学習は、必要に応じ、可能なかぎり自己に適した手段及び方法を自ら選びながら生涯を通じて行うものであること。
- ③ 生涯学習は、学校や社会の中で意図的、組織的な学習活動として行われるだけでなく、人々のスポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動などの中でも行われるものであること。

このように、生涯学習の活動を幅広くとらえれば、さまざまな活動が含まれることになる。そして、ほとんどが社会教育分野の活動と取られなくもないが、人生の一生という時間軸で見た場合、家庭教育、学校教育での活動も含まれるし、教育の分野以外の「生活全般の中に見られる学習的要素」があれば、生涯学習の活動ととらえることができるのである。

では、どのような体制、仕組みで、生涯学習支援が行われようとしているか、日本における生涯学習支援システムはかなり以前から少しずつ明らかになってきたものであり、生涯学習社会のイメージと重なるものである。それは、緩やかな、柔らかなシステムとして構築されつつある。3つのサブシステムをもち、a. 学習機会提供システム、b. 学習機会選択援助システム、c. 学習成果の評価・認証システム、によって形作られるものである。生涯学習社会における、学校教育や社会教育、家庭教育の各分野がかかわるとともに、一般行政や民間教育産業などが関係しあってつくりあげられる。

(2) 社会教育計画の位置と役割

次に、社会教育計画は何をするものなのであろうか。また、どのような役割と位置づけをもつものなのであろうか。

まず、社会教育については法律上、社会教育法第2条に定義されている。すなわち、「この法律で『社会教育』とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基き学校教育法の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的

な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。」そしてさらに、社会教育行政としての国及び地方公共団体の任務等が、社会教育法に定められている。このような社会教育の活動の活発化やその制度的体制整備や環境醸成が、社会教育行政の役割となる。

また、より広い観点から社会教育は、教育の一分野として、教育基本法に示される教育の目的の実現、教育の目標の達成に役割を果たさなければならない。具体的には、教育基本法第2条で、「教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。」と、「教育の目標」を示している。

#### ◆ 参考

##### 教育基本法

##### 第2条

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

これらは、学校教育のみならず、社会教育においても、達成を目指さなければならないものである。

このように、社会教育は、教育の一分野・一領域としての活動を推進し、その教育上の役割を果たすことが求められる。地方自治体の状況は様々である。また、先に見た生涯学習支援の仕組みは柔軟なシステムとして形成されてきている。社会教育の立場からそうしたシステム形成に寄与し、生涯学習社会の実現に向けた生涯学習振興を図らなければならない。社会教育という、地域社会における人々の生活と生き方にかかわる活動の推進と目

## 第1章 社会教育計画

標の実現、仕組みや環境の整備についての計画を受け持つのが社会教育計画であるといえる。

### 3.2 諸計画との関係

今日、諸計画の重要性が増している。しかも、ただ計画を立てればよいというのではなく、期待される結果を目指して確実に実行し、評価し、次の計画・実行につなげていくことが求められている。また、社会教育計画に関係する計画には、いくつもの種類がある。こうした諸計画との関係を整理してみよう。

#### (1) 地域総合計画

「地域」という言葉は、市区町村レベル、都道府県レベルなど、具体的にはその計画主体によって、意味合いが変わってくる。しかし、「総合」という言葉は、各地域を単位に設定された目標を実現するために、基本的・総合的な立場から策定されたものであることを意味する。そして、その言葉が意味するように、地域単位の計画の中で最も上位に位置づけられるものが、この地域総合計画である。ただし、「総合計画」という場合、教育行政の分野にとどまって計画される「教育総合計画」と、一般行政の他分野を含めた「地域総合計画」とがある。これらの中には、各部門別の計画が立てられるが、生涯学習推進計画や社会教育計画などは部門計画に当たる。また、生涯学習推進計画は、教育行政を超えた総合的な立場で進めなければならない点からみると、「総合」計画の側面を持っている。

また、一般に、行政計画は法律を根拠に策定されるが、法律には計画の目的や目標が掲げられている。教育計画は教育に関する部門計画であり、行政計画として策定する根拠となる法律は、すでに見たように、教育基本法がそれである。新教育基本法は、第1条の「教育の目的」に続いて、第2条では「教育の目標」が示されている。「目的」というやや抽象的なものとともに、それを具体的に「目標」として示すことによって、何に取り組めばよいかを明らかにしている。時代が変化する中で、地域の実情に合わせながら取り組むべき事柄を表しているといえる。

#### (2) 生涯学習推進計画

生涯学習推進計画については、すでに見たとおりで、生涯学習振興計画に等しい。生涯

学習推進計画は、上位に位置づけられる地域総合計画のもとにあって、社会教育、学校教育、家庭教育支援の計画と関連性を保ちつつ、一般行政とも連携しながら生涯学習の条件整備を進めていくものといえる。したがって、この計画の第一は、生涯学習振興のための推進体制等の整備・充実が挙げられよう。加えて、学社融合による生涯学習支援は、この計画の寄与するところが大きい。

さらに、社会教育行政との関係を保ちつつ、生涯学習関連の機関・施設、団体等との連携を図り、ネットワーク型行政が期待されているが、そうした計画はこの生涯学習推進計画があることによって達成可能となろう。

### (3) 教育振興基本計画

教育基本法の第17条は、「教育振興基本計画」を国および地方公共団体が策定することを定めている。

#### ◆ 参考

##### 教育基本法

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

これに基づき、国は平成20年に「教育振興基本計画」を国会に提出するとともに公表した（平成20年7月1日閣議決定）。これは、教育基本法に示された教育の理念の実現に向けて、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿を明らかにし、今後5年間に取り組むべき施策を総合的・計画的に推進するものである。

教育振興基本計画には、「今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策」の「基本的考え方」として、「教育に関する施策を横断的に捉え直し、その総合的な推進を図る。そ

## 第1章 社会教育計画

の際、各施策を通じてPDCAサイクルを重視し、より効率的で効果的な教育の実現を目指す」としている。また、取組全体を通じて重視する考え方として、①「横」の連携：教育に対する社会全体の連携の強化、②「縦」の接続：一貫した理念に基づく生涯学習社会の実現、③国・地方それぞれの役割の明確化、を挙げている。また、「特に重点的に取り組むべき事項」として9項目が挙げられている。

このように、より上位に位置づけられる計画であり、都道府県や市区町村の地域総合計画、教育総合計画にも影響を与えるものである。

### (4) 社会教育計画との関係（サブシステムとしての社会教育計画）

社会教育計画は生涯学習振興・推進を支える生涯学習推進計画の下位の計画であるが、社会教育法第3条の「国及び地方公共団体の任務」として、「(国民が)自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。」とあるように、環境醸成によって社会教育の奨励を図ろうとするものである。また、第4条、第5条は、それぞれ市町村教育委員会、都道府県教育委員会の事務として行うべき内容が示されているが、これらを具体化し、実行するための計画であるといえる。

都道府県、市町村のいずれにおいても、社会教育計画自体は、その計画する期間によって長期・中期・短期計画などと分けることもできるが、毎年度実施される際の根拠となる計画は「年間事業計画（単年度事業計画）」といわれる。

社会教育計画には、そのような「事業計画」に加え、社会教育施設などの調査・設計・建設にかかわる「物的計画（施設計画）」、職員配置等にかかわる「人的計画」、施設建設や人材配置、事業実施に伴う「財政計画」がある。年間事業計画は、長期計画・中期計画等との関連の中で年次計画が立案され、年間事業計画として作成され、実施されることになる。

市町村の場合で見ると、年間事業計画は、対象領域別や発達段階別（青少年教育、成人教育、高齢者教育など）に作成されたり、目的・内容別（例えば、生涯学習の普及奨励、家庭教育支援、生きがいづくり、文化の創造・芸術振興等々）などに分けられることが多い。また、市町村における担当部署や事業内容・目的等について事業ごとに明確にされる。さらに、学級・講座等の学習事業であれば、その目的から、対象者、定員、実施時期、回数などを設定することになる。そして、個々の事業計画として、講座開設のような事業計

画であれば、学習プログラムとして編成される。重要なこととしては、単に事業を行うだけでなく、事業効果や成果を測定するために、事業を評価することが必要であり、そのための視点・観点を定めておく必要がある。

なお今日、新たな教育基本法が制定され、社会教育法が改正された中で、家庭、学校、地域との連携において果たす社会教育の役割が大きくなってきている。学校教育はもとより、教育行政、一般行政との関係を意識しつつ、社会教育計画が立案され、実施されることにより、一層の社会教育の推進と生涯学習の進展に寄与することが期待される。

(山本 和人)